

## 大阪市環境基本計画推進連絡会設置要綱

### (設置)

第1条 環境施策に関する各局の連携を強化し、大阪市環境基本計画を総合的に推進するため「大阪市環境基本計画推進連絡会」(以下、「連絡会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 大阪市環境基本計画の推進に係る連携に関すること。
- (2) 大阪市環境基本計画の推進に係る情報の収集・交換に関すること。
- (3) 大阪市環境基本計画の推進に係る実施状況報告、公表に関すること。
- (4) その他大阪市環境基本計画の推進に関し必要な事項。

### (連絡会の開催等)

第3条 連絡会は、その連絡協議すべき内容に応じて分科会を置き、当該内容に係る構成員及びその他の庁内関係職員等の出席により隨時開催することができる。

2 連絡会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (事務)

第4条 事務局は、環境局環境施策部環境施策課に置く。

### (雑則)

第5条 この要綱に定めのない事項については、その都度協議し、処理するものとする。

### 附則

- 1 この要綱は、平成23年7月12日から施行する。
- 2 大阪市環境保全推進本部設置要綱は廃止する。

### 附則

- 1 この要綱は、平成24年4月2日から施行する。